

重要なお知らせ



長期使用製品安全点検制度
特定保守製品の
登録と点検を

消費者（所有者）の皆様へ

～事故を防ぎ、製品を長く安全に使うために～

製品が古くなると部品等が劣化（経年劣化）し、**火災や死亡事故**を起こすおそれがあります。経済産業省の「**長期使用製品安全点検制度**」では、消費者自身による点検が難しく、経年劣化による重大事故のおそれが多い以下の製品を特定保守製品に指定しています。

対象製品を購入した際は、**所有者登録**を行って下さい。登録すると適切な時期にメーカーから**点検通知**が届きますので、**点検**を受けましょう。

対象製品

(特定保守製品)

石油



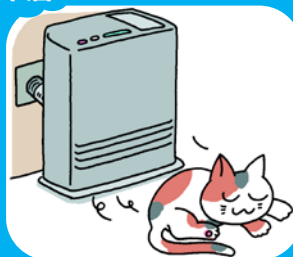
石油給湯機

石油



石油ふろがま

石油



F F式石油温風暖房機

電気



ビルトイン式電気食器洗機

電気



浴室用電気乾燥機

ガス



屋内式ガス瞬間湯沸器
(都市ガス用/プロパンガス用)

ガス



屋内式ガスふろがま
(都市ガス用/プロパンガス用)

【経年劣化によって生じた重大製品事故の例】

- 約16年使用したガス小型瞬間湯沸器の熱交換器フィン部に多量のすすが付着し、すす詰まりのため不完全燃焼防止装置が作動したものの、そのまま使用を続けたために一酸化炭素が発生し1名が死亡。
- 浴室の天井裏に設置され、約20年使用した浴室換気乾燥機のターミナルボックス部のふたが反って、天井との間の隙間から浴室の高湿度の空気が進入。機器と電源電線の接続部を腐食させ、異常過熱して火災が発生。



多量の
すすが付着



制度がスタートした平成21年4月1日より**前**に製造・輸入された対象製品についても、点検可能ですので、メーカーにお問い合わせください。

長期使用製品安全点検制度の一層の定着に向けて

経済産業省では本制度のガイドラインを改定するなど所有者登録の向上に努めています。

対象製品を購入した際は所有者登録を行いましょ

～所有者情報の登録は所有者の責務です～

① 対象製品を購入した所有者は、販売者から点検制度についての説明を受けます。



② 所有者は、対象製品に同梱されている所有者票の「お客様記入欄」に必要事項を記入します。
※所有者票や封筒には、黄色系の目立つ色の使用を推奨しています。また、統一ロゴマークや経済産業省ロゴマーク等を使用することができます。



（表面）

所有者登録の申込書

（受取人）
××局私書箱××号
株式会社 ABC
〒×××××× ××××××

（裏面）

1 製品名(型式)	XX-XXXX
2 特定製造事業者名	株式会社ABC
3 製造年月	20XX年XX月
4 製造番号	XXXXXXXXXXXXXX
5 設計標準有効期間	XX年
6 点検期間	20XX年XX月～20XX年XX月

所有者の承諾があれば、販売者が所有者票を代行記入し投函することができます。

⑥ 点検を受けます。



※点検は有料です

特定保守製品 購入から点検 までの流れ

⑤ メーカーに点検を依頼します。



④ 点検時期が来るとメーカーから所有者に通知が届きます。



③ 所有者票を返送します（メーカーに所有者登録）



（裏面）

所有者登録の申込書

注！ 販売事業者は、以下の内容をお客さまに説明することが消費生活用製品安全法（消費生活用製品安全法）により定められています。

①この製品は、安全法で指定された製品（特定保守製品）で、経年劣化により故障を及ぼすおそれが多いため、設計標準使用期間が経過したら、所有者は点検期間中に点検を受けるよう努めましょう。

②長期使用製品安全点検制度とは、経年劣化による事故を防ぐために、お客さまのご都合を伺ってメーカーが有償点検を行う制度です。

③点検時期が来たときにメーカーが連絡を行うための所有者情報を提供(所有者登録)するよう努めましょう。

販売事業者は、所有者情報の適切な管理に努めます。

お客さまの了解の上、お客さまご自身の所有者登録を行うこともできます。

▶▶▶▶ 点検の流れ ▶▶▶▶

所有者氏名	姓 名	姓
所有者住所	都・道・府・県	市
〒	区	郵便番号
製品名	都・道・府・県	市
製品番号	区	郵便番号
製品型番	区	郵便番号

所有者登録いただいた情報は、点検通知、リコール等製品安全に関するお知らせ以外には用いられません。また所有者情報は、消費生活用製品安全法や個人情報の保護に関する法律に従い、メーカーによって安全に管理されます。

経年劣化事故の兆候をチェック

☑ 異常な音や振動がする。 ☑ 焦げ臭いなどの異臭がする。 ☑ 点火、着火が不安定。

☑ 製品に搭載されている点灯ランプが点滅する。
などの症状や何か異常を感じた場合は、直ちに使用を止めメーカーにご連絡下さい。

点灯ランプ点滅



本制度のお知らせは **経済産業省** ホームページでご覧頂けます

http://www.meti.go.jp/product_safety/

もしくは **製品安全ガイド**

検索